

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 募集要項(平成28年8月5日改訂版) 新旧対照表

頁	章	節	細節	項目名	募集要項(平成28年6月30日改訂版) (改訂前)	募集要項(平成28年8月5日改訂版) (改訂後)
12	第2		(10)	イ利用料金設定 割合の改定 (イ)	<p>(イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定</p> <p>直近3年の間に、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合、臨時的に市と運営権者は利用料金設定割合の改定等について協議を行うことができる。事業環境の著しい変化とは、以下 a 又は b のいずれかの事象が発生する場合とし、詳細は実施契約書(案)に示す。</p> <p>a 急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、運営権者が収受する利用料金が、市が参考資料集で示した利用料金見込額から直近3年の間に累積で5.5%以上増減し、さらに継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合</p> <p>b 日本銀行が公表する国内企業物価指数(総平均)が、直近3年の間に累積で3%以上増減し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合</p>	<p>(イ) 事業環境の著しい変化に伴う利用料金設定割合の改定</p> <p>直近3年の間に、事業環境が著しく変化し、運営権者の経営に著しい影響を及ぼす場合、臨時的に市と運営権者は利用料金設定割合の改定等について協議を行うことができる。事業環境の著しい変化とは、以下 a、b 又は c のいずれかの事象が発生する場合とし、詳細は実施契約書(案)に示す。</p> <p>a 急激な社会情勢等の変化に伴う需要変動により、運営権者が収受する利用料金が、市が参考資料集で示した利用料金見込額から直近3年の間に累積で5.5%以上増減し、さらに継続的に運営権者の収入が増減することが予想される場合</p> <p>b 日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数(総平均)が、直近3年の間に累積で3%以上増減し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合</p> <p>c 日本銀行が公表する消費税を除く国内企業物価指数(電力・都市ガス・水道)が、直近3年の間に累積で12%以上増減し、さらに継続的に運営権者の負担が増減することが予想される場合</p>
26	第3	5	(1)	PFI 専門委員会	<p>委員長 森田 弘昭 (日本大学生産工学部 土木工学科 教授)</p> <p>副委員長 寺田 賢次 (浜松市水道事業及び下水道事業管理者)</p> <p>委員 佐古 猛 (静岡大学工学部長)</p> <p>委員 細川 顕仁 (日本下水道事業団 研修センター所長)</p> <p>委員 山口 直也 (青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 准教授)</p> <p>委員 小柳 太郎 (浜松市財務部長)</p> <p>委員 田中 文雄 (浜松市環境部長)</p>	<p>委員長 森田 弘昭 (日本大学生産工学部 土木工学科 教授)</p> <p>副委員長 寺田 賢次 (浜松市水道事業及び下水道事業管理者)</p> <p>委員 佐古 猛 (静岡大学工学部長)</p> <p>委員 細川 顕仁 (日本下水道事業団 研修センター所長)</p> <p>委員 山口 直也 (青山学院大学大学院 会計プロフェッション研究科 准教授)</p> <p>委員 松原 剛史 (浜松市財務部長)</p> <p>委員 田中 文雄 (浜松市環境部長)</p>
37				別紙3-1 任意事業に関する貸付料 (1)	<p>1 土地貸付料の算定方法(土地のみを貸し付ける場合)</p> <p>(1) 土地貸付基準額</p> <p>1㎡当たり 1,305円</p>	<p>1 土地貸付料の算定方法(土地のみを貸し付ける場合)</p> <p>(1) 土地貸付基準額</p> <p>前年度の固定資産税評価額に評価倍率を乗じた額(円未満切り捨て)×6/100</p> <p>参考:平成27年度固定資産税評価額 ㎡単価 21,755円</p>

浜松市公共下水道終末処理場(西遠処理区)運営事業 募集要項(平成28年8月5日改訂版) 新旧対照表

頁	章	節	細節	項目名	募集要項(平成28年6月30日改訂版) (改訂前)	募集要項(平成28年8月5日改訂版) (改訂後)
38				別紙3-2 任意事業等に関する貸付料の減免措置	—	<p>別紙3-2 任意事業等に関する貸付料の減免措置</p> <p>任意事業等に係る公有財産貸付料に関する減免措置の基本的な考え方は以下のとおり。</p> <p>1 市が全額免除することができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 学術調査研究、公の施設等の普及宣伝その他の公共目的のために行われる講演会、研究会等の用途に使用させるとき。</p> <p>(2) 不特定多数の者を対象とした産業振興、地域活性化を主な目的とする非営利事業の用途に使用させるとき。</p> <p>(3) 運営権者自らが行う運営等の利便性向上のため、必要な設備・機器を自己負担により導入するとき(併置)。</p> <p>(4) その他市が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 1以外の用途の場合は、市は次のとおり減額し、別紙3-1で算定された金額と決定額との差を減額する。</p> <p>(1) 応募段階で任意事業を提案する場合</p> <p>任意事業は提案及び実施が必須ではないため、優先交渉権者の選定にあたり、任意事業を単独で評価する項目は設けていないが、実施予定の任意事業が評価項目及び評価の視点に関係する場合は、提案書に含めることができる。その場合、優先交渉権者として選定された応募者が提案した内容を踏まえて、市は、要求水準書に運営権者の実施義務を定める。</p> <p>応募者が、任意事業について提案書に含める場合は、別紙収支計画案に当該任意事業の収支を記載するとともに、貸付料提案額及び積算根拠を別途提出すること。市は、優先交渉権者として選定された応募者が提案した貸付料について、協議の上で決定する。</p> <p>また、応募者が、実施予定の任意事業について提案書に含めない場合は、優先交渉権者として選定後、貸付料を提案するものとし、市と協議の上で決定する。</p> <p>(2) 事業期間中に任意事業を提案する場合</p> <p>運営権者は、提案概要書において貸付料を提案するものとし、市と協議の上で決定する。</p>

※本新旧対照表と、募集要項(平成28年6月30日改訂版)及び募集要項(平成28年8月5日改訂版)に相違があった場合は、募集要項(平成28年6月30日改訂版)及び募集要項(平成28年8月5日改訂版)に表す内容を正しいものとする。